

正誤表

・ 210 ページ

(誤)

イ 個人的理由による解雇（普通解雇）

(i) 民法典（BGB）による規定

法の一般原則（控除及び信義誠実）に違反する解雇は無効とされる。また、勤続年数に応じた解雇の予告期間が定められている。

↓

(正)

イ 個人的理由による解雇（普通解雇）

(i) 民法典（BGB）による規定

法の一般原則（公序及び信義誠実）に違反する解雇は無効とされる。労使のいずれも暦日の 15 日又は末日から 4 週間前までに告知することにより労働契約を終了させることが可能であるが、使用者が 2 年以上勤続する労働者を解雇する場合には、さらに勤続年数毎に解雇予告期間が定められている（表 3-2-10 参照）。